

「食品、添加物等の規格基準（食品中の農薬等（アセフェート等 8 品目）の残留基準設定等）及び食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（案）」について（概要）

1. 改正の趣旨

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）において基準又は規格が定められた食品又は添加物については、同条第 2 項の規定により、その基準又は規格に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。また、食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成 17 年厚生労働省告示第 498 号。以下「対象外物質告示」という。）には、平成 30 年 4 月現在、70 物質が指定されている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（平成 29 年 12 月 21 日及び平成 30 年 2 月 7 日）の意見を踏まえ、食品に残留する農薬等の成分であるアセフェート等の残留基準及び食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法における検体部位の変更について規格基準告示の改正を、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンの指定について対象外物質告示の改正をそれぞれ行うもの。

2. 改正の内容

（1）規格基準告示の改正

① 食品中の以下の品目の残留基準を設定する（基準値案は別紙参照）。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| (1)農薬アセフェート | (2)農薬アミスルブロム |
| (3)農薬シアゾファミド | (4)動物用医薬品ジシクラニル |
| (5)動物用医薬品及び飼料添加物センデュラマイシン | |
| (6)農薬ビシクロピロン | (7)農薬ピフルブミド |
| (8)農薬メタミドホス | |

② 食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質の試験法における検体部位（規格基準告示第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 5 の（2）検体）について、以下のとおり改正する。

（現行）

食品	検体
カカオ豆及びコーヒー豆	豆

（改正後）

食品	検体
カカオ豆	外皮を除去したもの
コーヒー豆	豆

- ③ 食品に残留する農薬等の成分である物質（本基準が設定されているもの）の試験法における検体部位（規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の6の（2）検体）について、以下のとおり改正する。

（現行）

食品	検体
カカオ豆及びコーヒー豆	豆

（改正後）

食品	検体
カカオ豆（グリホサート、クロロタロニル、ジクロールボス及びナレド、ビオレスメトリン、ピレトリン並びにフェニトロチオンに限る。） ^{※1※2} 及びコーヒー豆	豆
カカオ豆（グリホサート、クロロタロニル、ジクロールボス及びナレド、ビオレスメトリン、ピレトリン並びにフェニトロチオンを除く。）	外皮を除去したもの

※1 グリホサート、クロロタロニル、ジクロールボス及びナレド、ビオレスメトリン、ピレトリン並びにフェニトロチオンについては、カカオ豆の外皮を含めた作物残留試験の成績を根拠に残留基準が設定されている。

※2 デルタメトリン及びトラロメトリンの検体は「豆」であるが、平成29年11月14日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会でカカオ豆の基準値を削除する案が採択された。

（2）対象外物質告示の改正

食品中のヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンを人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質として指定する。

3. 根拠法令

食品衛生法第11条第1項及び第3項

4. 告示日等

告示日：平成30年8月頃（予定）

適用日：告示日（予定）

ただし、食品中の残留基準のうち規制の強化に当たる部分については、告示の日から6月以内に限り、なお従前の例によることとし、試験法における検体部位の変更については、告示の日から6月以内に限り、なお従前の例によることができることとする。